

会 議 記 録

会議名称	平成 26 年度第 1 回 杉並区福祉有償運送運営協議会
日 時	平成 26 年 5 月 16 日 (金) 午後 2 時 05 分～午後 3 時 07 分
場 所	中棟 4 階 第 1 委員会室
出席者	委員 長谷川 (万)、田部井、関根 (代理：曾田)、高橋、石垣、杉山、磯、長谷川 (信)、樋口、武井、畦元 (代理：山田)、友金 (代理：山川) 区側 保健福祉部管理課職員 オブザーバー 杉並区移動サービス情報センター長
配布資料	資料 1 杉並区福祉有償運送運営協議会委員名簿 (平成 26 年 4 月 1 日付) 資料 2 杉並区福祉有償運送運営協議会設置要綱 資料 3 杉並区における移動困難者の状況 ～福祉有償運送の必要性について～ 資料 4 平成 25 年度福祉有償運送活動状況 資料 5 社会福祉法人 いたるセンター 団体要件確認表 資料 6 杉並区移動サービス情報センター報告
会議次第	1 開会 2 保健福祉部長挨拶 3 会長・副会長挨拶 4 議題 1 杉並区の福祉有償運送の必要性について ・杉並区における移動困難者の状況 (資料 3) ・平成 25 年度 福祉有償運送活動状況 (資料 4) 2 登録更新 ・社会福祉法人いたるセンター (資料 5) 3 その他 ・自家用有償旅客運送の事務・権限の移譲等について ・杉並区移動サービス情報センター報告 (資料 6) 5 閉会

○事務局 大変お待たせいたしました。お時間になりましたので、平成26年度第1回杉並区福祉有償運送運営協議会を開催させていただきます。

本日、全国自動車交通労働組合書記次長から、ご欠席の連絡を受けております。あとは皆さんご出席ですので、開会に当たりまして、出席12名で定足数の7名を満たしており、本会が成立いたしますことをご報告いたします。

それでは、式次第に沿って進めさせていただきます。本日、保健福祉部部長の挨拶を予定しておりましたが、急用が入りましたので、保健福祉部管理課長から、一言挨拶をお願いします。

○副会長 皆さん、こんにちは。保健福祉部管理課長です。今日は部長が欠席ということで、大変失礼ですけれども私から挨拶させていただきます。

福祉有償運送運営協議会ということでございますが、これから高齢社会がますます進展していく中で、福祉車両やタクシーとあわせて、こちらの福祉有償運送というのも一定の役割をこれからも果たしていく事が必要になると思っております。この協議会は法定の協議会ではありますが、せっかく皆様に集まっていますので、もうちょっと広げた形で議論なども、議題にその他ということで用意致しましたので、ご意見をいただきまして、区政にも生かしていきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。続きまして、委員の変更をお知らせいたします。資料1の委員名簿をごらんください。委員の氏名のところに、下線が引いてあるところが変更になってございます。

まず所属で、東京西部保健生活協同組合、居宅介護支援事業所の所長が、東電さわやかケアの所長より変更になりました。

それから、行政のほうで、4月の異動で都市整備部の交通対策課長が変わりました。本日は代理で係長が出席しております。

それでは、会長にご挨拶をいただいて、そのまま議事のほうをよろしく願いいたします。

○会長 皆様、こんにちは。杉並区の福祉有償運送運営協議会も9年目になります。

杉並区の有償運送は、協議会の皆さんの真剣なご討議のおかげもありまして、大きな事故もなく、続けていられていると思います。いろいろ情勢も変わってきておりますが、区民に必要な足を確保するというので、基本的な方針は変わらないのではないかと思います。

今年度も、協議会進行にご協力よろしく願いします。

では早速、議事のほうに入りたいと思います。議題の1としまして、杉並区の福祉有償運送の必要性についてです。この福祉有償運送の制度自体、自治体で福祉有償運送の必要性を前提として運営を協議する事になりますので、年度当初に必要性を確認するという事を議題としております。では、資料に沿いまして、事務局からご説明をお願いします。

○事務局 それでは、「杉並区における移動困難者の状況」についてという資料3に沿って説明いたします。資料3の、1「平成25年度移動困難者推計」の表の中から説明します。「福祉車両を必要とする人」、「セダン車でも可の人」に区分しております。区分の「高齢者」では、要介護3以上の施設入所者を除いた数が5,216人です。「身体障害者」の区分は65歳未満の方になります。肢体不自由・内部障害1～3級の方で、施設の入所者を除いた数が2,503名。合計が7,719人です。対総人口割合が1.4%で、下にあります「(参考)平成24年度」の資料と比べ人数的には若干減少していますが、対総人口割合については同じです。

次に「セダン車でも可の人」は、高齢者で要支援・要介護1・2の方の人数です。1万5,338人です。身体障害者の65歳未満の方で、福祉車両を必要とする方を除いた人数になりますが、肢体不自由・内部障害1～3級以外の方で、「聴覚障害等」です。視覚障害、音声言語障害の方ですが、65歳未満の方が1,874名になります。

知的障害者は愛の手帳をお持ちの方で施設入所者を除いた数が1,976名。精神障害保健福祉手帳の1～3級の方が2,792名になっております。合計が2万1,980名です。こちらは対総人口比割合が4.0%で、昨年と比べますと1,100名ほど増加です。

移動困難者の合計は、高齢者が2万554名、身体障害者65歳未満が4,377名、知的障害者が1,976名、精神障害者が2,792名、合計が2万9,699名です。昨年度と比べまして、移動困難者の数は増加しており今後も一層高齢化が予想される中、福祉車両を必要とする移動困難者の数も増加が見込まれます。

続きまして、平成25年度移動サービス供給量推計です。輸送の種類で、福祉車両を中心とした個別輸送を、福祉ハイヤー・患者等輸送限定の介護タクシー・患者等輸送限定の訪問介護事業者に分けてあります。

供給量は、福祉ハイヤーが1,188。車いす券とストレッチャー券から推計した患者等輸送限定が、1万4,947。訪問介護事業者が1万1,820。福祉車両を中心とした個別輸送の件数が2万7,955件になります。

次に、福祉有償運送は地域型と施設型がございまして、地域型が、25年度、3団体が1年

間で行った件数が2万5,677件でした。施設型については、2団体で1,306件でした。合計で2万6,983件になります。

一番下が、福祉タクシー券による輸送サービスで、一般のタクシーや福祉限定のタクシー券を利用された方が、15万4,957件です。合計で20万9,895件の供給量がございました。

昨年度の参考が一番右にありまして、昨年度の合計が20万171件なので、9,000件以上増えた事になります。

「総供給量に占める割合」の真中にパーセントがありますが、全体の供給量に占める割合が、福祉車両を中心とした個別輸送が13.3%、福祉有償運送が12.9%、福祉タクシー券による輸送サービスと、一般タクシーが73.8%で、民間の方たちに大分助けていただいている事になります。

最後に、両方を合わせて、移送サービスの年間利用の推計です。移動困難者一人あたりの移送サービスの年間利用回数は、移動サービス供給量を移動困難者数で除すと、約7回です。1回の外出には、通常、往復利用が必要ですので、サービスを利用しての外出は3回から4回と推測できます。今後も増加が見込まれる移動困難者の外出機会を増やすために、民間タクシー事業者や介護事業者とあわせて福祉有償運送によるサービスの供給の充実が求められると考えております。以上が杉並区の状況の説明になります。

○ 会長 では、杉並区における移動困難者の状況について、何かご質問、ご意見がありますでしょうか。

○委員 必要性という事で、この「平成25年度移動困難者の推計」というところで、毎年の比較があったほうが、推移が分かりやすいかと思えます。年度ごとの細かな部分も、数字があるとありがたいなと思い、意見させていただきます。

○事務局 ありがとうございます。

○副会長 口頭で説明できれば。

○事務局 必要性について経年変化をまとめた資料がありますので、移動困難者の推移や供給量の状況の推移を今簡単に説明させていただいてもいいでしょうか。

移動困難者数が、過去5年の経年変化で計算しておりまして、まず、平成21年度の移動困難者数が2万4,863名でした。22年が2万6,068名ということで、対前年比1.48%ふえています。23年度、24年度と、毎年大体、対前年比1.04とか1.05という形でふえておりまして、平成25年度は平成24年度に比べて1.35%ふえております。

移動サービスの供給状況につきましては、平成21年度から22年度にかけては、対前年度

比109.2ということで、大分増えましたが、ここ二、三年は対前年比4.6、4.7というよう
な形で、微増ですけれども増えております。

移動困難者に対する移送回数ですが、移送サービスの供給量を移動困難者数で除した数
になります。平成21年度6.6回から、22年度が6.9回、23年度が7回、24年度が7回、25年度
が7.1回です。本当に微増ですが増えています。

○委員 例えばここにある要介護3以上の方、あるいは要介護1、2の方とか、内訳があり
ますが、その辺もまとめておいていただけるとありがたいですが。

○事務局 はい。まとめたものがありますので、もし必要でしたらお渡しできます。

○委員 ありがとうございます。

○会長 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか

○委員 必要だということをここで確認するということですか。

○会長 この前提になる区分というのは、特に見直しはありませんでしたか。

○委員（国土交通省）特に見直しはないですね。

○会長 わかりました。ありがとうございます。

○事務局 では、資料4で、福祉有償運送の活動状況ございます。去年と同様の集計をし
ておりますが、特に心配なところが、「事故発生件数」です。大きな事故ではないですが
軽微な事故が続いたのが気になりました。内容については大きな変化はございません。

○委員 合計が違っているようです。施設型と地域型の事故合計数です。

○事務局 失礼しました。施設型の小計が1で、総計が4です。申しわけありませんでした。

○会長 ありがとうございます。資料4について何かご質問等がありますでしょうか。
特にないようでしたら、先ほどのご説明のように、移動困難者の状況について、供給量か
ら見ても福祉有償運送が大きな役割を果たしているということで、杉並区として今年度も
福祉有償運送は必要だとお認めいただいたということで、よろしいでしょうか。

（ 了承 ）

○会長 ありがとうございます。

では、議題2、登録更新の案件に移ります。本日は社会福祉法人いたるセンターの更新
登録の協議をさせていただきたいと思えます。資料5に沿いまして、事務局のほうからご
説明いただきますが、その前にいたるセンターの方、ご準備いただけますでしょうか。

（ いたるセンター関係者、オブザーバー席へ移動 ）

○事務局 団体の登録更新について、初めに資料の確認をさせていただきます。事前に郵

送いたしました資料はございますか。 右上に資料5と表記されている団体要件確認表一式をごらんください。こちらに沿って説明致します。こちらの団体の有効期間は、平成26年6月8日までです。

1番の運営主体は確認表内の資料A、B、Cの部分です。団体名が社会福祉法人いたるセンター。所在地、代表者ともに、前回と変更ございません。

続いて、2番、運送の対象ですが、平成26年4月現在、469名です。旅客の名簿は個人情報のため、事務局にて確認しまして、資料には添付しておりません。資料のD、身体状況等態様ごとの会員数の、各カテゴリーの人数の分布が表示されております。こちらの団体では、「その他の障害を有する者」に分類されています知的障害者の方の利用が多くを占めていますが、障害者施設の運営の一部として移送サービスを提供されておられます。

続きまして、次の資料Eは、施設の利用契約書の様式です。

3番目、運送の形態。資料が前後して申しわけないですが、資料Aの4番目、運送の区域をごらんください。発着のいずれか杉並区内ということで、こちらも内容に沿ったものです。4番目の使用車両ですが、福祉車両が1台、セダン型車両が1台。Fが自動車登録簿になります。車検証、任意保険証は、任意保険は事務局で確認しています。

続きまして項目の5、運転協力員は8名。資料Gが運転者名簿ですが、個人情報のため、お名前の部分は表示しておりません。協力員の運転免許証と国土交通大臣の認める講習の修了証につきましては、事務局で確認済みです。交通事故につきましては、後ほど8の運行管理体制についてのところでご説明いたします。

6の損害賠償措置につきましては、車両2台とも、対人、対物とも無制限です。こちら、Fの自動車登録簿の一番右側の保険のところ記載のとおりになります。

7の運送の対価につきましては、変更ございません。利用料金比較表がHにあります、利用者負担額の内容に沿ったものになります。

続きまして、8、9、10、運行管理体制、法令遵守、その他の事項で、事故の記録と活動実績について報告をいたします。

事故につきましては、25年度に1件ございましたので、このあとに、事故の記録として、資料Kの、次ページにございます。事故概要、また再発防止策が記載されています。

活動実績につきましては、資料M、N、になります。このMの裏面が、若干補助金の金額が変更になりましたので、予算書の部分の差しかえをお願いいたします。

会員登録数は24年度から比べて1割程度ふえておりまして、稼働日数については前年比で

減少しておりますが、相乗りの機会が増えたため、延べ運送人員は増加しております。これが活動実績の内容の抜粋ですけれど、以上、事務局から報告になります。

それでは、ご協議のほど、よろしくお願いいたします。

○会長 今ご説明のあった いたるセンターの更新登録の内容につきまして、いたるセンターのほうから何か補足すること、また、日ごろの活動についてご報告いただけることがあれば、簡単をお願いします。

○いたるセンター 特にそのほかは、つけ加えるものはございません。よろしくお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。

そうしましたら、いたるセンターの更新登録につきまして、何かご質問、ご意見がございましたらお受けしたいと思います。いかがでしょうか。お願いします。

○委員 団体要件確認票の項目7番に「車両が走行した距離が」と書いてあるのですが、「距離が」というと、空車のところもあるような印象なので、「実車の距離が」などの方が良いかと思えます。

もう一つは、料金表が旧料金体系なので、4月1日から初乗りが730円になり、加算が280メートルになりましたが、おおむね2分の1で多分意識してつくっておられるとは思いますが、この表自体がちょっと違いますよねということになっておりますけども。

○会長 いたるセンターのほう、いかがですか。

○いたるセンター 申しわけありません。最初のご質問の部分を、もう一度資料の……

○委員 「車両が走行した距離」というのは非常に抽象的なので、それは実車、お客さんが乗った距離ですよ。実車走行ですとか、支局の専門官によく聞いていただいて。

○委員（国土交通省）そうですね。

○会長 確認表は区で作っているものなので、実際に利用者さんを乗せているとき、どの部分の料金が発生しているのか、あと、利用者の方にどのような説明をしているのかというのを教えていただければと思うのですが。

○いたるセンター はい。施設のほうから、通所、通学先にお迎え、送りをさせていただいております。宿泊をする時にはお迎え、翌朝、送りという形で、施設から発車して、そこまで行った距離をお出ししております。そのような形のことでよろしいでしょうか。

○委員（国土交通省） 迎車回送料金を取っていますけど。実車以外に迎車回送料金は取っているんですか。

○いたるセンター それはいただいています。

○会長 わかりました。ということで、内容については大丈夫でしょうか。

○委員 この文言が、「乗車から降車まで」とか、実車距離の方が良いかと思ったので。

○いたるセンター 書き方を、そのような形にさせていただくという事で。

○委員 そうですね。

○いたるセンター はい。ありがとうございます。

○会長 料金比較表は作成時にまだ増税後の料金がはっきりしていなかったのですか。

○いたるセンター そうですね。3月に作成して4月に提出でしたので。

○会長 更新登録する時には新しい料金との比較が必要ということですか。

○委員（国土交通省） そうですね。もう料金体系が変わっているんで、新しい料金体系の比較表をつけていただいたほうがいいですね。

○いたるセンター はい。申しわけございません。

○会長 そうしますと、比較するタクシー料金が変わっておりますので資料が幾らか変わるかと思いますが、一応おおむねの傾向として更新の協議をさせていただいてもよろしいでしょうか。

○会長 では後ほど料金比較表は新しいものを委員の方にはお送りするという事で、よろしくをお願いします。

○事務局 わかりました。

○会長 ほかにいかがでしょうか。何かございますか。

（ なし ）

○会長 特にないようでしたら、Hの料金表は、消費税対応後の現行のタクシー料金に沿った内容に書きかえて資料をつくり直す事を前提に、協議が調ったということにさせていただきます。ありがとうございました。

○いたるセンター ありがとうございました。

○会長 今回の事故についてお伺いしたいのですが、車両整備不良のように思うのですがこれも分類上は事故と言うことなんですね。

○委員（国土交通省） この事故は、方向指示が点灯しなくなって、その後はもう運行できなくなった。

○いたるセンター そうですね。1名送迎中だったので、その後日産の会社に行ったという形です。

○委員（国土交通省）車両が故障して動けなくなった場合も事故報告の規則で報告する事になりますので、これも事故に該当しますね。

○会長 わかりました。

○委員（国土交通省）ちなみに、こういった故障って、結構あるんですか。

○いたるセンター 車両ランプ系、電気系統というのは今回が初めてです。

○会長 ありがとうございます。何か素人考えだと、こういうのは事故なのかなと思っただんですけど、やっぱり運行が……

○委員（国土交通省）そうですね。運行ができなくなってしまうと……

○会長 通常どおり運行できなくなってしまったという意味で事故になるんですね。

では、いたるセンターの方、お忙しいところ、ありがとうございます。

○いたるセンター ありがとうございます。

（ いたるセンター関係者、傍聴席へ移動 ）

○会長 そうしましたら、議題をその他に移ります。まず、自家用有償旅客運送の事務・権限の移譲等についてということで、国土交通省の委員から、ご説明をお願いします。

○委員（国土交通省）皆さんご存じのとおり、来年の4月に国の行っている自家用有償旅客運送を地方へ権限移譲することが検討されています。一応、国の事務・権限を地方へ移譲するという事ですね。移譲の目的としては、国がやるよりも自治体に行っていたほうが、創意工夫を凝らした地域公共交通ネットワークの充実を形成できるということを目指しています。

移譲の進め方ですが、いわゆる手挙げ方式ということで、移譲を希望する市町村に対して移譲するという形になっています。去年の10月に全市町村に対して要望調査を行った結果、余り希望するところがなく、東京都内で希望しているのは江戸川区だけで、ほかのところは希望しないということでした。その理由は、主に財政的な面もありますし、一番の理由は人材の不足ということですね。移譲した場合には監査等の業務もありますので、そういった専門的な知識を有した職員の方がいらっしゃらないということが理由として挙げられています。

今後、もし移譲という形になった場合は、国のほうで丸投げして終わりということではなくて、連携を密にとっていく事になります。もし希望する自治体がなければ、東京都に働きかけを行う事になりますが、東京都でもやらないということであれば、そのまま国が引き継ぐという形になります。

先日、この検討会で最終的な取りまとめを行いましたので、今後、具体的な話が出ましたら自治体の担当者向けに説明会等を行う予定です。

また、今回この改正に伴って運用ルールもまた緩和する予定となっています。主には旅客の名簿ですね。これまでの地域住民ではない方とか名簿に登録されていない方、地域外からの訪問者、これに関しても認めるという方針です。また、障害は有していない方で社会参加が困難な方についても認めていくということになっています。

現時点でお話できるのはこのくらいですが、今後、説明会等をさせていただいて、自治体に働きかけを行っていくと思いますので、またどうぞよろしくお願ひします。

○委員 乗ってもいい対象者の範囲を緩めるということ、というふうに理解していいんですか。

○委員（国土交通省） そうですね、拡大するという形ですね。

○会長 それは、この制度が始まったときみたいに、自治体で認める認めないみたいなことはやらなくてもいいんですか。

○委員（国土交通省） やらずに、もう認める形ですね。

○委員 通知か何かで。

○委員（国土交通省） そうですね。

○会長 わかりました。例えばきょう出していただいているような、その必要性の確認も必要ないということになりますか。

○委員（国土交通省） あくまで運営協議会で議論した上で、必要か必要ないかを判断する形になると思うんですけども。

○副会長 それを担ったとしても、有償運送が必要かどうかの協議というのは、運営協議会を設定して決めるんですよ。

○委員（国土交通省） 協議会で設定して決めるという形です。

○副会長 緩和の話はまた全然別で。

○委員（国土交通省） また、別ですね。

○副会長 その上に、有償運送の認定、認可事務を手挙げでやるかどうかというところで、ということ、それも、やるに当たっては、やっぱり運営協議会の。

○委員（国土交通省） はい。あくまで運営協議会が主宰となっていますので。

○副会長 運営協議会の主宰で、ここのこの場で認可をする。この、するかしないかというのを、権限をもらうかもらわないかという話ということですよ。

○委員（国土交通省）そうですね。

○会長 今日は、最初の必要性の確認で、移動困難者の人数を並べて、今まで必要性の確認をやってきたわけですが、その対象が拡大されるとなると、そこも自治体が決めていくのか、それとも、その団体の判断になるのか・・・。

○委員（国土交通省） はい。その辺の拡大した部分についてどうするかというのはまだ決まっていなくて、これから検討会において、また細かい部分を決めていく形になっていますね。

○会長 わかりました。

○委員 その権限の移譲で手を挙げているのは、今は江戸川区だけの話で、今の質問で、さっきのお答えからすると、行政が単独で手を上げるんじゃないくて、運営協議会で承認を得てからやらなければいけないという、そういうふうにさっき聞こえたんです。

○委員（国土交通省）そうですね。

○委員 そうですか。わかりました。

○委員 責任が重たいね。

○委員 いやいや、私じゃなくて、皆さんというか。逆に行政は、今、江戸川区だけの事ですが、もっと増えるのかも。権限は来るけど、労力というか非常にデメリットのほうも大きいなど、だから余りやりたくないなど。じゃあ、都で一括してとかというお話なんでしょうけど、運営協議会で逆にそれはやろうよとなったら、行政はそれに従わなきゃいけないということになるんですか。

○委員（国土交通省）基本的に、あくまで手を挙げるのは市区町村という形なので。

○委員 ですよ。行政がもう主導権を持っているということですよ。

○委員（国土交通省） そうですね。

○委員 そういうことですよ。わかりました。

○会長 それで、今年度中にその通知なりがあつて。

○委員（国土交通省） そうですね。検討会でも最終的な取りまとめを行っている段階なので、恐らくもう間もなく取り扱いとか手法についての通達等が国土交通省から出るはずですね。

○会長 運営協議会でそれを協議する必要があるということですか。

○委員（国土交通省） あくまで、そうですね。

○委員 まず、やるかどうかというのを多分、区、自治体で。

- 委員（国土交通省）そうですね。まず自治体のほうで考えていただいて。
- 委員 判断して、それから運営協議会に諮っていくんじゃないの。それで、運営協議会の了解を得て、自治体が手を挙げるなり手を挙げないなり決めるという。
- 委員（国土交通省）そういうことですね。
- 会長 権限移譲についてはそういうことだと思うんですけど、緩和される部分については、協議会はなくなるわけじゃないんですよね。
- 委員（国土交通省）なくならないですね。
- 会長 そうしたら、協議会で緩和される部分について認めるのかというような議論が必要になるかもしれないということですか。
- 委員（国土交通省）その可能性はありますね。
- 会長 年度内にということですね。
- 委員（国土交通省）はい、そうです。
- 会長 わかりました。何かちょっとびっくりです。
- 委員 きょうは報告ですよ。どちらかというといふ依頼というよりは。
- 委員（国土交通省）そうですね。最終的な検討まで入っているので、運用ルールは恐らく改善、緩和される可能性が高いですね。
- 副会長 それは拒否できないんですよね。そういう通知か何かあれば、協議の余地なく。
- 委員（国土交通省）現時点では認めるべきであるという形にしか言っていないので。
- 副会長 では、まだどちらかはわからないというところですね。
- 委員（国土交通省）そうですね。
- 副会長 もう通知で、それも自動的に入れなさいというふうに来る可能性もあるし、こういうところで協議しなさいと言われる可能性もあるということなので。
- 委員（国土交通省）それもあります。
- 会長 ということで、今年度はその議論があるかもしれないということですね。通知等がありましたら、これを検討して、また運営協議会のほうで議論すべき点が出てくるようでしたら、また協議会の中でご意見いただくことになるかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
- 続きまして、杉並区移動サービス情報センターの報告ということで、よろしくお願いいたします。
- 移動サービス情報センター所長 お世話になっております。杉並区移動サービス情報セ

ンター所長です。よろしくお願ひいたします。資料はお手元にあると思います。では、座って報告させていただきます。

そうしましたら、こちらのセンター報告の書類、1番からご報告いたします。相談・取次実績報告については、別紙の表のものがついております。こちらは、簡単に申し上げれば、①番が月次ごとの、どういう方々からご相談が何件入ったかというものです。そして、この右下の合計のところには1,449と入っておりますけれども、これが昨年の数字が1,427件でしたので、101%という微増の数字で昨年度は終わっております。

②番はその内容がどういったものだったかということで、取次、紹介、問合せ、その他、の分類にさせていただきます。

③番は、相談者別相談内容一覧ということで、①番と②番をクロス集計したものです。こちらを補足いたしますと、利用者本人、家族という数字が233、603というふうに出ております。こちらが、合計しますと836なんですけれども、これが全体に含める割合が57.6%ということで、利用者のご家族様からのご相談が、比率として占めている割合が大きいということがございます。ケアマネジャー、支援事業者、ケア24といった支援者の方々を合計しますと、これは336件ですので、こちらのパーセントは23.2%というふうになっております。

続きまして、2番目、協力事業者数。26年5月1日現在、72事業者です。前回の6月にご報告したのが71事業者です。前回の数字が括弧の中に書いてある数字です。全体としましては、4者が廃業あるいは部門の閉鎖ということで閉じておりまして、また、新たに5者が登録をしたということでの数字になっております。現在、杉並区内に所在地を持っている事業者が11となっております。

続きまして、3番です。これは、前回の協議会が6月27日でしたので、そこ以降のセンターの活動が記載されております。実施した事業を列記しております。区民の皆さんへの周知ということで、内容を三つ、広報すぎなみへの記事掲載ということで、こちらは、内容はガイドブックの発行と、後で述べます外出促進企画のほうのご案内を掲載していただきました。また、敬老会にたくさんの方たちが、つえをついた方とかがたくさんおいでになりますので、そういう方たちにチラシ・リーフレット・ガイドブックの配布を行っております。また、地域区民センターまつり等、イベントで相談コーナーを設けまして、広く一般の区民の方たちに移動サービスと、もび〜るの周知をいたしました。

続きまして、「外出手段にお困りの方へのおでかけガイド」、こちらは第8版になりま

すが、本年度も、昨年と同様、2,000部の発行をいたしました。変更としては、今回、消費税が入りましたので、そこら辺の料金の変更などを反映したものとなっております。続きまして、「もび〜る通信」、年4回発行しています。この24号というのが、今、発送の準備に入っているものですが、こちらは年に1回はカラーで出していこうというふうに今年の方針を立てておりますので、カラー刷りのものとなっております。また、このガイドブックに掲載されている中身は、ホームページのほうに随時更新して、引き続き高い閲覧をしていただいているというものになっております。

その次が外出促進企画です。こちらは年に1回、福祉車両を体験していただくということで、こちら、今回は「新装歌舞伎座と都内周遊」という企画でさせていただきました。広報すぎなみを見て、多くの方からのお問い合わせをいただいた次第です。こちらは希望される方が多かったということで、その後、年度当初には予定しておりませんでしたけれども、「福祉車両に乗って、ぐるりと一周」、こちらは西荻地域区民センターでの企画として、もっと身近なところで福祉車両に乗っていただく体験をというふうな企画を組みました。そして、また、この企画を受けて、ケア24の上荻の方から、ケア24で主催されているサロンで車両展示をしてくださいというお申し出を受けたりしまして、こういうふうなことが、ニードがあるのだなということが見えてきております。

ケアマネジャー対象ミニセミナー「外出のむずかしい方の交通手段」ということで、年に2回実施しております。1回目は基本編ということで、2回目は生活保護における移送費支給について学ぶということで、ケアマネジャーや障害の相談員の方たち、それに協力事業者の人たちも参加しての会として開きました。

また、事業者連絡会としまして、協力事業者の皆さんに集まっていただいて、こちらは年3回開いております、勉強会などを設けてまして参加を呼びかけております。

1回目は、車内での接遇ということで事例の検討会を行いました。

2回目は、認知症の方を理解するという内容で、認知症サポーター養成講座として、グループホームのホーム長に講師になっていただきまして、実施いたしました。

3回目は、新年度からの取次業務に関する変更についてということで、センターが始まってからずっと行ってきた取次ですけれども、事業者数の変化によって、ちょっと手順がそぐわない部分が出てきておりましたので、そこについての変更を事業者の皆さんに説明する機会を設けた次第です。また、利用者の方たちには、取次等で移動サービスを使っていた後にご感想をいただいているのか、もっとこういうことを希望

するというような内容を聞き取っております、そちらをまとめたものを事業者連絡会ごとに資料として出して、議題にしております。その中で、事業者の皆さんのサービスがさらに向上するようなきっかけになればということで、そういうふうな取り組みを続けてまいりました。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

今ご説明いただきました情報センターの活動報告につきまして、何かご質問、ご意見がございましたらお受けしたいと思えます。いかがでしょうか。特にございませんでしょうか。

(なし)

○会長 そうしましたら、区民センターまつりなどに出向いたり、企画のほうもご応募が多いようですので、今後も杉並の移動サービス情報として、よろしくお願ひします。

○移動サービス情報センター所長 ありがとうございます。

○会長 どうもありがとうございます。

そのほか、何かございますでしょうか。事務局のほうから何かございますか。

○事務局 今の協議はもう特にないんですけど、次回の予定とか、よろしいでしょうか。

○会長 はい。

○事務局 そうしますと、次回の運営協議会の予定につきましては、福祉送迎サービス・杉並さんが、来年度以降、料金改定を予定されていますので、そちらと、あと、社会福祉法人さんのサンフレンズさんも料金改定のほうを考えているということですので、秋以降にその2団体さんの料金改定の協議をお願いしたいと思います。

そのときに、もしかするとなんですけれども、現在新たにNPO法人が1団体、立ち上げの手続をしていらっしゃるということで、その団体さんが新規登録ということで、福祉有償運送を登録したいというふうなご相談が1件来ています。今、NPOの登録申請をしているので4カ月ぐらいかかるということで、NPOとして立ち上がってから福祉有償の書類を整えてそれを協議していただきたいということなので、秋に、同じ時期に、そちらがもし間に合えば、登録協議のほうをお願いしたいと思います。そのころには国土交通省からの権限移譲の、区の結果も出ているかも知れません。

○会長 わかりました。では今年度中にまた、1回で済むか2回かわからないんですけれども、その通知のタイミングもあるかと思いますが、協議会のほうを開かせていただくこと

になるかと思えます。またご協力のほど、よろしく申し上げます。

私ごとなんですけど、結構ここ1カ月ぐらいの間に家族と知り合いが交通事故に遭って、本当に事故なく仕事するというのは大変なんだなという事を、身近な例で感じました。きょうもご報告いただきましたけれども、杉並の場合は、本当に大きな事故もなく続けていけているのは、団体の方のご努力もあると思えますし、協議会でご協議いただいている皆さんの意見があればこそと思いますので、また今後ともよろしく申し上げます。

それでは、これで平成26年度第1回杉並区福祉有償運送運営協議会を終わりにさせていただきます。どうもありがとうございました。

平成26年 5月 16日
杉並区役所 第1委員会室

平成26年度 第1回 杉並区福祉有償運送運営協議会次第

・開会

保健福祉部長挨拶

・会長・副会長あいさつ

[議 題]

- 1 杉並区の福祉有償運送の必要性について (事務局)
 - ・ 杉並区における移動困難者の状況 (資料3)
 - ・ 平成25年度 福祉有償運送活動状況 (資料4)
- 2 登録更新
 - ・ 社会福祉法人いたるセンター (資料5)
- 3 その他
 - ・ 自家用有償旅客運送の事務・権限の移譲等について (国土交通省)
 - ・ 杉並区移動サービス情報センター報告 (資料6) (情報センター)

[資 料]

- ・ 資料1 杉並区福祉有償運送運営協議会委員名簿 (平成26年4月1日付)
- ・ 資料2 杉並区福祉有償運送運営協議会設置要綱
- ・ 資料3 杉並区における移動困難者の状況
- ・ 資料4 25年度福祉有償運送活動状況
- ・ 資料5 社会福祉法人 いたるセンター 登録更新資料
- ・ 資料6 杉並区移動サービス情報センター報告 (机上配布)

杉並区福祉有償運送運営協議会委員名簿

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

役職	氏名	所属等
会長	長谷川 万由美	宇都宮大学教育学部 社会福祉学 教授
副会長	田部井 伸子	保健福祉部管理課長
委員	関根 肇	国土交通省 関東運輸局 東京運輸支局 首席運輸企画専門官
委員	高橋 博	杉並区障害者団体連合会 会長
委員	石垣 香織	東京西部保健生活協同組合 居宅介護支援事業所 所長
委員	杉山 錬秀	杉並交通株式会社 代表取締役社長
委員	磯 史洋	キャピタルオート株式会社 専務取締役
委員	森田 貫二	全国自動車交通労働組合連合会 書記次長
委員	長谷川 信儀	特定非営利活動法人福祉送迎サービス・杉並 理事長
委員	樋口 蓉子	特定非営利活動法人おでかけサービス杉並 理事長
委員	武井 浩司	保健福祉部障害者施策課長
委員	畦元 智恵子	保健福祉部高齢者施策課長
委員	友金 幸浩	都市整備部交通対策課長

敬称略

(任期：平成27年3月31日まで)

杉並区福祉有償運送運営協議会設置要綱

平成17年5月19日

杉並第10179号

改正 平成19年3月19日杉並第84245号

平成19年3月19日杉並第84257号

平成26年2月24日杉並第60239号

(設置目的)

第1条 福祉有償運送を行おうとする者は、道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)及び道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号。以下「省令」という。)に基づき国土交通省自動車交通局旅客課から発されている福祉有償運送ガイドブックにより、国土交通大臣の行う登録を受ける必要があり、協議会において協議し合意を得たことを証する書類を国土交通大臣へ提出しなければならない。これにより、杉並区(以下「区」という。)では、福祉有償運送ガイドブックに基づき、移動制約者を対象とした特定非営利活動法人(以下「NPO」という。)等による福祉有償運送の必要性及び旅客の安全及び利便の確保に係る方策等を協議するため、杉並区福祉有償運送運営協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 法第79条の規定に基づき、自家用有償旅客運送の登録(法第79条の6第1項の規定に基づく有効期間の更新及び法第79条の7第1項の規定に基づく変更登録を含む。)を申請する場合における運送の必要性、旅客から収受する対価に関すること。
- (2) 法第79条の12第1項第4号の規定による合意の解除に関すること
- (3) その他情報交換に関すること。

(構成)

第3条 協議会は、別表に掲げる協議会委員(以下「委員」という。)で構成する。

2 委員は、前条に掲げるすべての協議に関与する。ただし、区内福祉有償運送団体の代表は、自らの団体に対する前条に規定する議事の決定には関与しない。

3 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 協議会には、会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の中から互選する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

4 副会長は、会長が指名する。

5 副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職を代行する。

(協議等)

第5条 協議会は会長が招集し、委員の半数以上の出席をもって成立する。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときには、会長の決するところによる。

(協議会の公開)

第6条 協議会は、公開とする。ただし、協議会の決定により、非公開とすることができる。

(意見聴取)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者等の出席を求め、その意見又は説明を聴き、若しくは必要な資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、保健福祉部管理課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営方法その他必要な事項については、別途協議のうえ決定する。

附 則

この要綱は、平成17年5月19日から施行する。

附 則（平成19年3月19日杉並第84245号）

この要綱は、平成18年10月1日から適用する。

附 則（平成19年3月19日杉並第84257号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成26年2月24日杉並第60239号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

杉並区福祉有償運送運営協議会委員

関東運輸局東京運輸支局長の指名する職員	1名
公共交通に関する学識経験者	2名以内
福祉有償運送の利用が想定される区民の代表	2名以内
区内一般旅客自動車運送事業者	1名
一般旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表	1名
一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体の代表	1名
区内福祉有償運送団体の代表	2名以内
区長の指名する関係課長	4名以内

杉並区における移動困難者の状況

～福祉有償運送の必要性について～

1 移動困難者数の推計

平成 25 年度の移動困難者について、下記の通り、要介護認定及び障害認定をもとに推計を行った。福祉車両を必要とする人の推計は 7,719 人と、前年度と比べて微減となっているが、総人口に占める割合は前年度同様 1.4%台を維持し、移動困難者全体は増加している。

平成 26 年 4 月 1 日現在、総人口 545,210 人に占める 65 歳上の割合は 20.7%、65 歳以上に占める要介護認定者の割合は 20.04%と、前年度の同値 20.3%、19.85%からいずれも増加している。

今後も一層の高齢化が予想されており、福祉車両を必要とする移動困難者数の増が見込まれる。

「平成 25 年度移動困難者数推計」

(人)

区分	福祉車両を必要とする人	セダン車でも可の人	移動困難者合計
高齢者	要介護 3 以上(施設入所除く) 5,216	要支援・要介護 1・2 15,338	20,554
身体障害者	肢体不自由・内部障害 1～3級 (施設入所除く) 2,503	肢体不自由・内部障害 1～3級 以外・視覚障害等 1,874	4,377
知的障害者		愛の手帳 1,976	1,976
精神障害者		精神保健福祉手帳 1～3 級 2,792	2,792
合計	7,719	21,980	29,699
対総人口割合	1.4%	4.0%	5.4%
(参考)			
平成 24 年度	7,831 1.4%	20,868 3.9%	28,699 5.3%

2 移動サービス供給量の推計

区内の移動サービスの供給は、福祉車両（車いす・ストレッチャー）を中心とした個別輸送 13.3%、福祉有償運送 12.85%、福祉タクシー券を利用した輸送（一般タクシー・福祉限定タクシー） 73.8%であり、供給量は、24 年度と比較していずれも増加している。

「平成 25 年度移動サービス供給量推計」

(件)

種別	輸送の種類	供給量	総供給量に占める割合	推計方法	(参考) H24 年度
福祉車両を中心とした個別輸送	①福祉ハイヤー	1,188	0.6%	H24 年度移動サービス情報センター「移動サービス供給量調査結果(推計値)」	1,188
	②患者等輸送限定 (介護タクシー)	14,947	7.1%	H25 年度車いす券: 14,327 H25 年度ストレッチャー券: 620	13,685
	③患者等輸送限定 (訪問介護事業者)	11,820	5.6%	H24 年度移動サービス情報センター「移動サービス供給量調査結果(推計値)」	11,820
	小計	27,955	13.3%		26,693
福祉有償運送	④地域型	25,677	12.2%	H25 年度 3 団体分実績(一部セダン車を含む)	24,570
	⑤施設型	1,306	0.6%	H25 年度 2 団体分実績(一部セダン車を含む)	1,108
	小計	26,983	12.9%		25,678
よる輸送サービス	福祉タクシー券に ⑥法 4 条一般乗用 一般タクシー	154,957	73.8%	福祉タクシー券利用実績から、1 回 2,000 円と 想定して推計 延受給者 6,694 人	147,840
合 計		209,895			200,211

3 移動サービス年間利用の推計

移動困難者一人あたりの移動サービス年間利用回数は、移動サービス供給量を移動困難者数で除すと約 7 回となる。1 回の外出には、通常、往復の利用が必要であるため、サービスを利用しての外出は 3 から 4 回と推測できる。

今後も増加が見込まれる移動困難者の外出機会を増やすためには、民間タクシー事業者や介護事業者等とあわせ、福祉有償運送によるサービス供給の充実が求められる。

「平成 25 年度移動サービス年間利用回数推計」

	サービス供給量「A」 (件)	移動困難者数「B」 (人)	利用回数(推計) A÷B (回)
平成 25 年度	209,895	29,699	7.1
平成 24 年度	200,171	28,699	7.0

杉並区福祉有償運送運営協議会 団体要件確認表

No.	項目		団体の状態	添付資料	
1	運送主体	団体名	社会福祉法人 いたるセンター	A (様式第1-2号) 自家用有償旅客運送更新登録の申請書	B定款 C履歴事項全部証明書
		所在地	東京都杉並区天沼1-15-18		
		代表者	理事長 谷山 哲浩		
2	運送の対象		登録会員 469人 (平成26年4月現在)	(参考様式第1号) 旅客の名簿 D (参考様式第0号) 身体状況等、態様ごと	E利用会員登録書
3	運送の形態		発着のいずれかは杉並区内	(様式第1-2号)	
4	使用車両	福祉車両	1台		F自動車登録簿 ※車検証(写)、任意保険書(写)は、事務局確認済
		セダン型車両	1台		
		使用権原	福祉車両、セダン型車両とも運送主体所有		
5	運転者	運転協力員人数	8人	G運転者就任承諾書兼就任予定運転者名簿	(様式第4号) 運転者就任承諾書兼就任予定運転者名簿 (参考様式第6号) 運転者台帳 (参考様式第8号) 運転者証
		普通第二種免許所持者数	0人		
		交通事故その他道路交通法違反に係る履歴	新規運転協力員については、運転記録証明書による履歴の確認(3年間)		
6	損害賠償措置		対人：無制限 対物：無制限		F自動車登録簿
7	運送の対価		【利用者負担額】 ※ 実車距離が3 kmまでは300円、3 kmから5 km未満は600円、5 km以上は900円。 ※2名相乗りの場合は、利用料金の1/2、3名相乗りの場合は利用料金の1/3。		H利用料金比較表
8	運行管理体制	運行管理	I (様式第5号) 運行管理の責任者 就任承諾書		K車両運行規定
		車両の整備管理	J (様式第6号) 運行管理の体制等を記載した書類 (参考様式第8号) 安全な運転のための確認表 (参考様式第2号) 乗務記録		
		事故時の対応	(参考様式第10号) 事故の記録		
		苦情処理の対応	(参考様式第7号) 苦情処理簿		
9	法令遵守		L (様式第2号) 宣誓書 のとおり		
10	その他	利用者への周知	施設案内 短期入所契約書		
		収支状況	M平成25年度決算書・平成26年度予算書のとおり		
		活動実績	N活動実績報告書 のとおり		
		車両の表示	自動車の両側面に「運送者の名称」、「有償運送車両」の文字、「登録番号」を記載した標章を見やすいように表示する。		
		自動車内の掲示	・ 運転者の写真をはり付けた運転者証(参考様式第8号)、料金に関する事項を旅客がみやすいよう自動車内に掲示する。 ・ 登録証の写しを自動車内に常備する。		

*団体関係資料は協議後に回収させていただきます。
また、団体に帰属する詳細な情報ですので、取扱いには、十分ご注意ください。